

平成 30 年度 西宮市公共事業評価シート

【自己評価結果】

実施予定年度	H 27	年度 ~ H 55	年度	[新規(建替)]		
事業名	西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業			実施箇所	河原町3番地	
担当部署	局	産業文化局	部・室	文化スポーツ部	課	地域スポーツ課
総合計画	1部 まちづくり	1章 いきがい・つながり	9節 スポーツ・レクリエーション活動の推進			

事業目的	<p>〈事業実施の背景となる問題・ニーズ〉</p> <p>中央体育館は昭和40年竣工(武道場は昭和48年に増築)、陸上競技場は昭和32年竣工(テニスコートは昭和38年竣工)し、老朽化に伴う再整備が急務となっている。また、陸上競技場のトラック及びインフィールド部分は真砂土舗装のため大会運営等が天候に左右されることが多く、更衣室、控室等の管理施設やトイレ・倉庫がないなど、機能面での不足は中央体育館で補っている状況である。</p>						
	<p>〈対象〉</p> <p>施設利用者及び幼児から高齢者までの全市民</p>						
	<p>〈成果(対象をどのような状態にしたいか)〉</p> <p>本市における生涯スポーツ社会の実現を担う、全市民的な競技スポーツ施設として整備することにより、市民があらゆる年代において、スポーツに親しむ機会を提供する。</p>						
	指標名(代表的なもの)		最終目標値設定の考え方・根拠		目標年度	単位	現在値
中央運動公園全体の再整備		公園全体の再整備実施		37	施設	0	1
事業の目的・内容	<p>計画概要</p> <p>現敷地で新中央体育館・新陸上競技場などを再建築し、西宮中央運動公園を一体的に再整備する。 【再整備必要施設】(全施設共通)地域防災拠点 ○体育館 建築面積:7,800㎡程度 延床面積:15,000㎡程度 施設機能:メインアリーナ・サブアリーナ(サブアリーナを含めて4面程度、割合は事業者提案) 観覧場(固定・移動で3,500席以上。事業費の範囲内で最大5,000席程度まで可)、武道場、管理諸室、電気設備など ○陸上競技場 建築面積:1,000㎡程度(観覧席兼管理棟:700㎡程度) 施設機能:全天候型、インフィールド人工芝、1,000人程度のメインスタンドなど ○テニスコート 既存施設を維持(壁打ちテニスコートは敷地内にコート半面分を確保) ○駐車場 400台以上〔(常設駐車場340台以上※中屋町駐車場50台含む)、臨時駐車場60台〕 【造成・植栽等】 基盤整備、擁壁、植栽、雨水排水・汚水設備、園路広場整備、遊戯施設等、道路整備など 【民間提案施設】 民間の提案による収益施設(設置は任意、規模は事業者提案により変動)</p>						
	年々または年度		取組内容				
スケジュール	平成30年度以前	【27年度】基本構想策定 【28年度】地歴・土壌・地盤調査、パブリックコメント実施、アドバイザー業務委託					
	平成31年度	・事業者選定および アドバイザリー業務委託					
	平成32年度	・PFI等事業契約締結 ・基本設計・実施設計【～33年度】					
	平成33年度	・埋蔵文化財確認調査 ・基本設計・実施設計【～33年度】					
	平成34年度	・新体育館建設【～35年度】					
	平成35年度以降	【35年度】 新体育館建設 【35～37年度】 競技場建設					

事業計画	予定事業費	13,506,142 千円	左記の内 国県支出(千円)	2,970,000	起債+一般財源(千円)	9,398,960
	事業による経済効果等	費用便益比(B/C) = 2.098		〔国の指定算出方法に準拠〕(算出が困難な場合は、期待される効果のみを記述)		

必要性	<p>西宮中央運動公園は、南部市街地における貴重な緑の空間であるとともに、隣接する中央体育館とあわせて、本市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっているが、近年、中央体育館(昭和40年竣工)や陸上競技場(昭和32年竣工)などの老朽化が進行しており、各種施設の早急な更新が喫緊の課題となっている。また、西宮中央運動公園は、市南部地域の地域防災拠点として位置付けられ、中央体育館は、指定避難所となっているため、公園と隣接する優位性を活かしたスポーツ・レクリエーション施設としての機能や災害時の活動拠点としての機能の充実が求められている。</p>
合理性	<p>RC造をメインとした従来型の体育館と比較すると、鉄骨造アリーナなどを視野に入れた価格設定により、事業者募集時の想定金額を一定減額することが可能である。</p>
効果1	<p>【用地の取得・借用】市として用地を保有できている。【災害防止・環境保全】自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。【アクセスの確保】施設へのアクセスに支障が無い、又はその支障は全て解消する見込みである。【都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性】都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが可能、建設までに整合する具体的な見込みがある。【敷地形状等】敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。又は建設までにそのような状況になる見込みである。【建築物の規模】下記のとおり、整備後の利用目的に照らして適切な計画規模となっている。(体育館)面積約4,600㎡→約15,000㎡、メインアリーナはバスケット公式2面分→3面分、サブアリーナの新設など市民利用枠を拡充するとともに、観覧席を1,344席→3,500席以上とすることで「みるスポーツ」にも対応した施設とする。(陸上競技場)トラックやインフィールドの改築にあわせて1,000人程度のメインスタンドを設置する。(駐車場)臨時を含めて400台以上を確保することとしており、必要に応じて立体駐車場を整備する。【敷地の規模】現地建替であり、条例改正などを経て現敷地の利用条件の中で適切な計画規模となっている。【機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)】(体育館)延床面積約4,600㎡→約15,000㎡、メインアリーナはバスケット公式2面分→3面分、サブアリーナの新設など市民利用枠を拡充するとともに、観覧席を1,344席→3,500席以上とすることで「みるスポーツ」にも対応した施設とする。(陸上競技場)トラックについて土質→全天候型、インフィールドを土→人工芝とし、あわせて1,000人程度のメインスタンドを設置することで、より多くの大会や多種目の競技に対応できる施設とする。(公園機能)公園全体の緑や動線に配慮した植栽、園路を整備し、子どもの遊び場を再整備することで、多くの人が集い、憩う場を提供する。【社会性、環境保全性及び機能性(施策に基づく付加機能に該当する部分)】法令等に基づく標準的な性能が適切に確保される見込みである。(具体的な内容は以下に記載のとおり)</p>
効果2	<p>【地域性】周辺のまちなみとの親和性を保ちつつ、「するスポーツ」や「みるスポーツ」の拠点となることで、今後長年にわたって地域のシンボル、ランドマークとなるような公園を整備する。【環境保全性】環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めるとともに、自然エネルギーの活用を検討し、省資源、省エネルギーに努めるなど、環境負荷低減及びランニングコストに配慮した運動施設とする。また公園内は緑豊かな空間とし、植栽については生物多様性に配慮した計画する。【ユニバーサルデザイン】トイレやシャワー等の設備については、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮したものにするなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮し、誰もが利用しやすい公園・運動施設の整備を行う。また、体育館については、誰もが利用しやすいよう、車椅子利用者や介助者用観客席(スペース)等にも配慮した施設とする。【防災性】本施設は、災害時に地域防災拠点及び避難所としての活用が見込まれており、避難所および地域防災拠点としての機能を最大限に発揮できる機能・設備を整備する。</p>
懸念事項等	事業を実施しない場合の懸念事項等
	<p>中央体育館は市内で最も稼働率の高い体育館であり、また市内最大の避難所、地域防災拠点でもある。市民ニーズに照らして、当該施設の老朽化対策は喫緊の課題である。仮に改築などによる延命を行ったとしても、その後の維持管理用や建替費用等によりライフサイクルコストが増嵩する可能性が高い。</p>
	事業を実施した場合の懸念事項等
	<p>埋蔵文化財確認結果により、事業全体の進捗が大幅に遅れる可能性がある。またPFI事業の実施に伴う市職員の事務負担増が懸念される。</p>

平成 30 年度 西宮市公共事業評価シート

事業名	西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業
-----	-----------------------------

【委員会評価結果】〔1:計画どおりの実施が望ましい 2:計画の一部見直しが望ましい 3:計画の大幅見直しが望ましい 4:実施の見送り、中止が望ましい〕

評価委員会の総合判断	1	計画どおりの実施が望ましい
	評価委員会の総合的な意見	
	<p>本事業については、計画どおり実施することが妥当と判断する。 なお、事業実施にあたっての評価委員会の意見は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区公園としての機能について、事業目的及び計画概要に明記し、更なる充実に向けて検討すること。 ・大きな財政負担を伴う事業であることから、多様な財源確保策を検討すること。 ・多くの市民が憩い賑わう緑豊かなオープンスペースの確保について検討すること。 ・子どもの遊び場に向かう歩行者や、災害時の避難者が安全かつ円滑にアクセスできるように、施設の出入口や動線に配慮すること。 ・「するスポーツ」と「みるスポーツ」の拠点として、それぞれの利用者へのバリアフリーに配慮すること。 	